◎平成28年7月農業委員会議事録

開催日時 平成28年7月11日(月) 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 髙木勝美 西岡敏春 佐藤光志

岡 牧生 中山 忍 林田 篤

山内秀一 森下文夫 森田義美 吉田二郎 友田 廣 岩永俊夫 村上卓也 榮 恵

松永雄治

欠席した委員 本田博士

事務局出席者 春日公和 松永浩典 甲斐ひとみ

1 開 会 春日事務局長

- 2 会長挨拶 下田会長
- 3 議事録署名人指名 下田議長 議事録署名人として、髙木勝美委員、岩永俊夫委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第 6号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 報告第 7号 農地法第3条の届出について
- 3) 報告第 8号 農地法第4条の届出について
- 4) 議案第 6号 農地法第4条の許可申請について
- 5) 議案第 7号 農地法第4条の許可申請について
- 6) 議案第 8号 農地地利用集積計画承認申請第4条の許可申請
- 7) その他

5 閉 会

○報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第6号農地法第18条第6項の規定による通知が7件あって おります。

事務局より説明お願いいたします。

事務局 事務局より説明いたします。

議案の1ページ目をご覧ください。通知者。賃貸人。嘉島町大字下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇。申請物件が下六嘉平柳〇〇〇番地〇。田。1,560㎡。契約の内容は、平成18年11月1日から平成38年10月31日までの20年契約で合意解約です。解約の合意が成立した日は、平成28年6月20日。土地の引渡しの時期も同日でございます。

次のページをご覧下さい。通知者。賃貸人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇。賃借人。嘉島町下六嘉〇〇〇番地。〇〇〇。物件は下六嘉囲〇〇〇番地〇。田。404㎡。下六嘉囲〇〇〇〇番地〇。田。1,605㎡。計、2,009㎡です。契約の内容は平成21年5月1日から平成31年4月30日までの10年契約です。解約の合意が成立した日は、平成28年6月20日。土地の引き渡しの時期も同日でございます。

次のページをご覧ください。通知者。賃貸人。熊本市東区東本町〇一番〇の〇〇〇号。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇。物件は下六嘉金屋町〇〇〇番地。田。794㎡です。契約の内容は平成18年11月1日から平成38年10月31日までの20年契約です。合意解約の成立した日は、平成28年6月20日。土地の引渡しの時期も同日でございます。

次のページをご覧ください。通知者。賃貸人。嘉島町鯰〇〇〇〇番地。〇〇〇。賃借人。嘉島町下六嘉〇〇〇番地。〇〇〇。物件は鯰蓑田〇〇〇番地。田。2,984㎡。契約の内容は、平成18年11月1日から平成38年10月31日までの20年契約です。解約の合意が成立した日は平成28年6月20日。土地の引渡しの時期も同日でございます。

次のページをご覧ください。通知者。賃貸人。宮崎県延岡市緑ヶ丘〇丁目〇〇番〇〇の〇〇号〇の〇〇。〇〇〇。外3名。賃借人。嘉島町下六嘉〇〇〇番地〇。〇〇〇。物件は下六嘉辷り石〇〇番地〇。田。1,003㎡。下六嘉辷り石〇〇番地。田。2,986㎡。下六嘉御供田〇〇〇番地。田。824㎡。計4,813

㎡です。契約の内容は、平成24年2月1日から平成29年1月3 1日までの5年契約です。解約の合意が成立した日は平成28年7 月1日。土地の引渡しの時期も同日でございます。

次のページをご覧ください。通知者。賃貸人。嘉島町下六嘉〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町下六嘉〇〇〇番地〇。〇〇〇番地〇、〇〇〇。物件は下六嘉百海〇〇〇番地。田。652㎡。下六嘉前田〇〇〇番地。田。2,284㎡。下六嘉中市〇〇〇番地。田。1,716㎡。下六嘉中市〇〇〇番地。田。2,994㎡。計7,596㎡です。契約の内容は、平成2年9月29日から平成32年9月28日までの30年契約です。解約の合意が成立した日は平成28年6月17日。土地の引渡しの時期も同日でございます。

次のページをご覧ください。通知者。賃貸人。嘉島町上六嘉〇〇〇番地。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上六嘉〇〇〇番地。〇〇〇〇。物件は上仲間藤田〇〇〇番地。田。244㎡です。契約の内容は、平成19年1月1日から平成28年12月31日までの10年契約です。解約の合意が成立した日は平成28年6月30日。土地の引渡しの時期も同日でございます。

以上でございます。

- 議 長 ただいま説明のありました案件は、合意解約でございますので報 告のみで終わらせていただきます。
- ○報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 議 長 続きまして議案第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出 が1件あっております。

事務局より説明お願い致します。

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたのでご説明いたします。

通知者。所有者。嘉島町北甘木〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。取得者。嘉島町北甘木〇〇〇番地。〇〇〇。申請物件は北甘木下ノ古閑〇〇〇番地〇。畑。531㎡。北甘木平ノ上〇〇〇番地〇。畑。134㎡。北甘木紫原〇〇〇番地。畑。561㎡。北甘木紫原〇〇〇番地。畑。753㎡。北甘木紫原〇〇〇番地〇。畑。753㎡。北甘木紫原〇〇〇番地。畑。568㎡。北甘木亀ノ甲〇〇〇番地〇。畑。654㎡。北甘木野部田〇〇〇番地。田。2,6

8 3 ㎡。北甘木柳ノ本○○○番地。田。3,149㎡。北甘木柳 ノ本〇〇〇番地〇。3,017㎡。北甘木柳ノ本〇〇〇番地〇。 田。1,012㎡。北世木柳ノ本〇〇〇番地。田。431㎡。合 計の田が10,292㎡。畑、3,541㎡、計13,833㎡で す。権利の内容は、所有権で、権利を取得した事由は、相続です。 権利を取得した日は、平成28年3月24日。届出日は平成28年 6月9日で、あっせんなどの希望はありません。

以上でございます。

- ただいま説明のありました案件は、所有権の移転でございますの 議 長 で報告のみで終わらせていただきます。
- ○報告第8号 農地法第4条の規定による届出について
- 続きまして報告第4条第1項第7号の規定による届出が1件あっ 議 長 ております。

事務局より説明お願い致します。

- 事務局 それでは説明いたします。申請人。熊本市東区山ノ神○丁目○番 ○○号。○○○○○。申請物件。上島幸八○○○○番地○。田。2 36㎡。同じく幸八○○○○番地○。田。1.86㎡。合計の23 7.86㎡です。申請理由が個人住宅となっております。次のペー ジをお願いします。位置図になります。○○○○の北側の黄色で囲 っているところになります。次のページをお願いします。字図にな ります。説明は以上になります。
- ただいま説明のありました案件は、市街化区域の農地転用でござ 議 長 いますので報告のみで終わらせていただきます。
 - ○議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議 長 続きまして議案第6号農地法第4条の規定による農地の転用許可 申請が1件あっております。

それでは、事務局より説明お願いします。

事務局 では農地法第4条の説明をいたします。申請人。嘉島町上島○○ ○○番地。○○○○。申請物件。上島南屋敷○○○○-○。畑。 5 8 m²。上島宮ノ前〇〇〇〇一〇。田。292 m²。合計の350 m²で す。申請理由は個人住宅です。施設の概要は、鉄筋 2 階建てです。 農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書はあります。資 金証明書はあります。開発許可は申請中で見込みありです。地元委 員は〇〇委員となっています。次のページをお願いします。蛍光ペンで塗ってありますが、上島集落内の〇〇〇〇の家の敷地内の南東 になります。次のページをお願いします。字図をつけておりますが、小字が分かれておりますので、2箇所に分かれて蛍光ペンで塗って あるところが申請箇所になります。次のページをお願いします。土 地利用・造成計画平面図と排水施設計画平面図をつけております。 この西側の空白になっているところが、元々の家が建っていたところになります。以上になります。

議 長 次に、地元委員であります、○○委員より報告をお願いします。

○○委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。 申請地は、上島集落内に位置した未整備の農地で、農地区分として は2種農地になると思われます。

> 農業上の支障については、東側と南側に農地がありますが、日照、 通風等の支障はないものと思われます。

今回の申請は、熊本地震により、家屋が崩壊したことによる申請と聞いておりますが、現地を見ますとすでに駐車場として利用されておりました。

始末書も添付されており、地震による申請であるため転用許可申請 はやむを得ないものと思われます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明 を終わります。以上です。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。農地区分につきましては、上島集落内の小規模な農地になりますので、2種農地と判断します。営農上の支障につきましては、周辺に農地がありますが、日照、通風など営農上の支障はないものと判断します。申請地はもともと駐車場として利用されておりましたが、転用の許可を受けない無断転用の状態になっておりまして、今回の申請により是正されることになります。転用面積は350㎡でありますけれども、全体計画は宅地を含

めて499.48㎡となっています。総合的に判断した結果、計画面積は500㎡未満であり、他への代替性もなく、始末書も添付されておりますので許可相当と判断します。

以上で説明を終わります。

議 長 委員及び事務局の説明がありましたが、この件について、何かご 意見ご質問はございませんか。

委員 ありません。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。 それでは承認とさせていただきます。

○議案第7号 農地法第5条の許可申請について

議 長 続きまして議案第7号農地法第5条の規定による農地の転用許可 申請が2件あっております。番号1について事務局より説明をお願 いします。

それでは、農地法第5条による農地の転用許可申請について事務 事務局 局より説明いたします。番号1。申請人。譲渡人。嘉島町大字上仲 間〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字上仲間〇〇番地。〇〇 ○○○。申請物件。上仲間居屋敷○○番地○。田。142㎡。申請 理由は個人住宅です。施設の概要は木造平屋建てです。農用地区域 でない旨の証明はあります。隣接同意書は不要です。資金証明書は あります。開発許可は申請中で見込みありです。地元委員は○○委 員となっております。次のページをご覧ください。位置図になりま す。高田集落内の○○○○の東側になります。この蛍光ペンのとこ ろになっております。次のページをお願いします。字図になります。 次のページをお願いします。排水施設計画平面図になっております。 申請建物の真ん中に線が入っていますが、それから上が○○番地○ の田んぼの部分になります。真ん中から下が○○番地○は元々宅地 になっておりまして、申請箇所は田んぼの部分と宅地の部分にまた がっております。田んぼの部分の○○番地○が転用の申請の箇所に なっております。以上です。

議 長 次に、地元委員であります、○○委員より報告をお願いします

○○委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。 申請地は、高田集落内にある10ha未満の未整備農地であるため、 農地区分としては2種農地になると思われます。

農業上の支障については、敷地境界からの離れを十分考慮した計画となっており、日照、通風等営農上の支障はないものと思われます。

今回の申請は、分家住宅を計画されたものと聞いております。地域 活性化にもなり、農業上の支障もありませんので転用申請は妥当なも のと思われます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明 を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。農地区分につきましては、高田集落内の10ヘクタール未満の未整備農地になるため、2種農地と判断します。営農上の支障につきましては、北側に農地がありますが、日照、通風など営農上の支障はないものと判断します。転用面積は142㎡となりますが、全体計画は宅地を含めて393.87㎡となっています。総合的に判断した結果、計画面積は500㎡未満であり、他への代替性もなく、周辺農地への影響も無いことから申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議 長 委員及び事務局の説明がありましたが、番号1について、何かご 意見ご質問はございませんか。

委 員 ありません。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。 それでは承認とさせていただきます。

○議案第8号 農用地利用集積計画承認申請第4条の許可申請について

議 長 続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積計画書について承認申請が13件あっております。 事務局より説明をお願いします。 事務局

それでは、議案8号についてご説明いたします。農業経営基盤強 化促進法第13条第1項の規定による農用地の利用関係の調整の結 果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第 13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して 農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対して要請するもの です。利用権の設定の計画が13件、再設定が1件です。合計面積 の49、519㎡です。それでは、議案書の一覧表をご覧ください。 2ページでございます。使用貸借権設定で、期間が3年でございま す。借り手が、○○○○○○。現経営面積が3,395,619 m。田が3,001mです。賃借権設定が5件、現経営面積は同じ でございます。田は、7,837㎡。合計の3,406,457㎡ です。続きまして、賃借権設定でございます。期間は10年。○○ ○○○○○の物件で、金納1件、物納1件。田の、12, 421 m² です。続きまして、借り手が○○○○さんで、期間は10年。現経 営面積が77,743㎡。田が4,813㎡。合計が82,556 m²です。これは新規です。それから期間10年で、株式会社○○○ ○、○○○○さん。現経営面積が124,332㎡。田が、7,5 96㎡。合計面積が131,928㎡です。こちらも新規です。同 じく $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん。期間は10年。現経営面積は152, 081 ㎡。 田は、1,507㎡。合計が153,588㎡です。こちらも新規 です。賃借権設定で期間は20年。○○○○さん。現経営面積は4 6,649㎡。田が6,874㎡。合計が53,523㎡です。こ ちらも新規です。続きまして、使用貸借権設定で10年。借り手が、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん。現経営面積が13,066 ㎡。田が、4,813 ㎡。 畑、657㎡。合計の13,066㎡です。こちらは、期間の再設 定となっております。以上で合計面積が、田が、48,862㎡。 普通畑が、657㎡。合計が、49,519㎡の設定となっており ます。

では、次のページをご覧ください。〇〇〇〇〇〇と〇〇〇様の使用権設定でございます。面積が3,001㎡となっております。次のページをご覧ください。〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの利用権の設定でございます。2,984㎡の賃借権設定でございます。次のページをご覧ください。〇〇〇〇〇〇と〇〇〇○さんの利用権の設定でございます。2筆で2,009㎡となっております。期間は10年で、賃借権の設定でございます。

次のページをご覧ください。〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの利用権の設定で、田の794㎡です。賃借権の設定でございます。

それと、次のページが、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんの利用権の設定でございます。面積は1, 560 \mathbf{m} で、賃借権設定でございます。

次のページが、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ と $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんの利用権設定でございます。 3 筆で 6, 6 8 0 ㎡となっております。

それから、次のページが、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんと $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんの利用権設定で、3 筆の4, 8 1 3 m です。1 0 年の賃借権設定でございます。

続きまして、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ と $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんの利用権設定です。 4 筆の 7, 5 9 6 ㎡で、 1 0 年の賃借権設定でございます。

それから、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんと $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんの \bigcirc 1, $507 \,\text{m}^2$ で、 \bigcirc 10年の賃借権設定でございます。

それから、次のページが、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんと $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんの利用権設定でございます。 2 枚続けて、総計が 6 , 8 7 4 \mathbf{m} 。期間は 2 0 年で、1 0 a 当たりの物納となっております。

それから16ページが、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんと $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんの利用権設定です。17ページまで続いておりまして、合計が5,470 ㎡で、10年の使用貸借権の再設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります集積計画の内容が町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいま詳しい説明がありましたが、何かご意見ご質問はござい ませんか。 委 員 ありません。(委員一同)

議 長 何も無ければ承認でよろしいですか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。

それでは承認とさせていただきます。

本日提案されました案件は、全て終了いたしました。

続きまして、その他となっております。委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

無いようでしたら、事務局から何かございませんか。

事務局 次回8月の農業委員会の日程ですが、8月10日の9時半から予 定したいと思います。同じくこちらの3階中会議室で予定したいと 思います。また、正式な通知はお送りします。

それから、私から一点連絡があります。平成28年度の新任農業委員及び最適化推進委員会合同委員会というのがございまして、今年度から農業委員に就任された、6名の委員さんのご出席をいただきたいと思っております。詳しい日程は、8月2日の10時から16時までとなっております。菊南温泉ユウベルホテルで開催される予定ですので、また、詳しい日程につきましては、後日通知をお送りいたしますので、出席のご連絡をいただければと思います。職員は出席しないので、乗り合わせても、面々に行っていただいてもいいと思いますが、日当と車賃が出ると思います。就任一年未満の新人農業委員が対象となっております。段取りの方は事務局で致します。

議 長 それでは、本日の農業委員会はこれで閉会いたします。 皆様の慎重なるご審議ありがとうございました。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成28年7月11日

会長 下田 司

委員 髙木勝美

委員 岩 永 俊 夫